

◎出席者（敬称略）

穂山 浩 有蘭 幸司 荏田 香苗 合田 幸広 郷野 智砂子 近藤 麻子
杉本 直樹 曾根 博仁 辻 真弓 藤原 慶正 村田 勝敬 本間 正充
朝倉 陽子 小林 江梨子 鈴木 隆一 曾根 智史 内藤 義和 藤原 凜

◎事務局

中山 智紀 消費者庁食品衛生・技術審議官
紀平 哲也 消費者庁食品衛生基準審査課長
林 亜紀子 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長
佐野 喜彦 消費者庁食品衛生基準審査課器具・容器包装基準審査室長
野坂 佳伸 消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室長

○林室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食品衛生基準審議会を開催いたします。

本日の司会をさせていただきます、食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、現地及びオンラインでの審議とさせていただきます。何か不具合がございましたら、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインにて御参加の委員は、お電話またはチャット機能にて御連絡いただければ随時対応させていただきます。

初めに、審議会の委員に異動がございましたので、御報告いたします。令和6年9月1日付で、神村裕子委員が御退任されました。

次に、新たに審議会委員に任命された委員を紹介いたします。令和6年9月1日付で新たに食品衛生基準審議会委員に任命された、公益社団法人日本医師会常任理事の藤原慶正委員です。藤原委員、一言よろしくお願いいたします。

○藤原（慶）委員 前回、参考人ということで出席させていただいております。今回、委員にさせていただいて意見をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○林室長 藤原委員、ありがとうございました。

なお、食品衛生基準審議会令第5条第2項の規定により「部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。」とされております。村田審議会長から指名をお願いいたします。

○村田審議会長 藤原慶正委員におかれましては、食品衛生基準審議会乳肉水産食品部会員及び食品衛生基準審議会放射性物質対策部会員に指名しますので、よろしくお願いいたします。

○林室長 村田審議会長、ありがとうございます。

なお、本日の委員の出席についてでございますが、五十君委員、瀧本委員、堀内委員、木下委員、工藤委員、高田委員におかれましては、御欠席との御連絡をいただいております。また、辻委員、松寄委員は途中から御参加される旨、御連絡をいただいております。

食品衛生基準審議会令第6条第1項の規定により、「審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」とされております。本日は、委員25名のうち、現時点で17名に御出席いただいております、総数25名のうち過半数に達しておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

当方の事務局等の者におきましては、公務のため適宜退出させていただく場合がございますので、御了承ください。

また、一般傍聴についてでございますが、ライブ配信による動画中継での傍聴としております。一般傍聴の方につきましては、消費者庁ホームページに審議会の資料を公開しておりますので、適宜御確認ください。

続きまして、審議の進行方法について御説明いたします。審議中に御意見、御質問される委員におかれましては、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインにて御参加の委員は挙手ボタンを押していただく、もしくは挙手をお願いいたします。審議会長から順に発言者を御指名していただきます。なお、御発言される時以外は、マイクはミュートをお願いいたします。

それでは、議事に移ります。本日の議題でございますが、お手元の議事次第にございますように、事務局から報告事項を報告いたします。

なお、本日の審議会においては、審議事項はございませんので、利益相反の確認対象はございません。

それでは、議事の進行を村田審議会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○村田審議会長 委員の先生におかれましては、暑い中、お集まりくださり、ありがとうございます。

それでは、議題（１）の「報告事項」に移ります。食品衛生基準審議会規程第8条第1項により、部会の議決をもって審議会の議決とされた事項については、同条第3項の規定に基づき、その決定事項を審議会に報告することとされております。

では、（１）「報告事項」の①「食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について」、事務局から報告してください。

○林室長 事務局でございます。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、次のページに進んでいただきまして、本日御報告させていただきます品目の一覧となっております。本日は、こちらの記載がございますとおり、13の品目と動物用医薬品

及び飼料添加物の暫定基準の見直しの合計14件につきまして御報告させていただきます。

一番上のタイロシンから動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準の見直しですが、本年6月の農薬・動物用医薬品部会において審議いただいたもの、イミシアホスからマンジプロパミドですが、本年7月の農薬・動物用医薬品部会において御審議いただいたものになります。

それでは、個別の品目につきまして簡単に御説明申し上げます。

3ページに参りまして、まず、タイロシンでございます。動物用医薬品の食品中の残留基準の設定でございます。

今回、薬機法に基づきまして承認事項の変更の申請がございましたため、残留基準を設定するものでございます。

用途といたしましては、動物用医薬品の抗生物質でございます。

我が国の承認状況といたしましては、動物用医薬品の牛、蜜蜂等を対象動物に承認がなされているという状況でございます。

真ん中辺りに参りまして、食品安全委員会におけます食品健康影響評価の結果でございますが、御覧のとおりとなっております。

この食品健康影響評価に基づきまして暴露評価を行いましたところ、長期的な摂取量はいずれの年齢区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないということを確認しております。

次のページに参りまして、基準値案でございます。太枠に囲われている部分が今回、基準値の見直しを行ったものでございます。

タイロシンについては以上でございます。

続きまして、6ページに参りまして、フェニトロチオンでございます。農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定でございます。

今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、残留基準を設定するものでございます。

用途といたしましては、農薬及び動物用医薬品の殺虫剤でございます。我が国におきましては、農薬としては、稲、小麦等を対象作物に登録がなされており、動物用医薬品としては、牛、豚等を対象動物に承認がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露、短期暴露の観点で暴露評価を行っておりまして、いずれも食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないということを確認しております。

次のページ、7ページに参りまして、基準値案でございます。こちら太枠のところ、今回、基準値の見直しを行ったところでございます。要請がないものにつきましても、新たに作物残留データ等に基づきまして、また国際整合の観点を踏まえまして、基準値の見直しを行っているものでございます。

フェニトロチオンについては以上でございます。

続きまして、キノフメリンでございます。農薬の食品中の残留基準の設定でございます。

農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請がございまして、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺菌剤として用いられるものでございますが、我が国においては農薬の登録がなされていないものでございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露、短期暴露の観点から評価を行いまして、いずれも食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると確認しております。

次のページ、15ページからが基準値案でございます。

キノフメリンについては以上でございます。

続きまして、シフルメトフェンでございます。農薬の食品中の残留基準の設定でございます。

今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請がございまして、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺ダニ剤として用いられているものでございまして、我が国におきましても、農薬で、かんしょ、てんさい等を対象作物に登録がなされております。

食品安全委員会における食品影響評価結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、食品安全委員会における評価結果で、ARfDの設定の必要はなしということがございますので、長期暴露について暴露評価を行っております。こちらにつきましても、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないことを確認しております。

次のページ、21ページからが基準値案でございます。

シフルメトフェンに関しては以上でございます。

続きまして、ピリベンカルブでございます。農薬の食品中の残留基準の設定でございます。今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺菌剤として用いられているものでございまして、我が国におきましても、農薬で、稲、小麦等を対象作物に登録がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露評価、短期暴露評価、いずれにおきましても食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないことを確認しております。

次の27ページからは、ピリベンカルブの基準値案でございます。

ピリベンカルブにつきましては以上でございます。

続きまして、32ページに参りまして、フロメトキンでございます。農薬の食品中の残留

基準の設定でございます。

今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺虫剤として用いられているものでございまして、我が国におきましても、農薬で、かんきつ、いちご等を対象作物に登録がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果については、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露、短期暴露の観点で評価を行ったところ、いずれも食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないということを確認しております。

次の33ページに参りまして、基準値案でございます。

フロメトキンについては以上でございます。

次は、36ページに参りまして、動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準の見直しでございます。

本件につきましては、農薬等のポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うものでございまして、今回、審議の対象の欄にございますように、①から⑩の10剤をサルファ剤として一括で暫定基準の見直しを行っております。

これらは動物用医薬品及び飼料添加物で、合成抗菌剤として用いられているものでございまして、我が国におきましても、資料の記載のとおりに飼料添加物、動物用医薬品として、それぞれ指定・承認がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果でございますが、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられるということで、基準値の案につきましては、この食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持するということで暫定基準値を本基準値とするものでございます。

次の37ページから、それぞれ個別の剤につきましては基準値案をお示ししております。

これについては以上でございます。

続きまして、49ページに参りまして、イミシアホスでございます。農薬の食品中の残留基準の設定でございます。

今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺線虫剤として用いられているものでございまして、我が国におきましても、農薬で、だいず、ばれいしょ等を対象作物に登録がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果につきましては、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露、短期暴露の観点から評価を行いまして、いずれも食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないということを確認しております。

次の50ページに基準値案をお示ししております。

イミシアホスについては以上でございます。

続きまして、53ページに参りまして、カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップでございます。農薬の食品中の残留基準の設定でございます。

今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺虫剤として用いられており、我が国におきましても、農薬で、稲、とうもろこし等を対象作物に登録がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露評価、短期暴露評価、いずれにおきましも食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないことを確認しております。

55ページ以降が基準値案でございます。

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップについては以上でございます。

続きまして、60ページに参りまして、キノメチオナートでございます。農薬の食品中の残留基準の設定でございます。今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定の要請があり、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺虫剤・殺菌剤として用いられているものでございまして、我が国におきましても、農薬で、きゅうり、トマト等を対象作物に登録がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露評価、短期暴露評価、いずれも食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないことを確認しております。

61ページに基準値案をお示ししております。

キノメチオナートにつきましては以上でございます。

続きまして、1-ナフタレン酢酸でございます。農薬の食品中の残留基準の設定でございます。

今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請、また海外で作物に使用するため、インポートトレランス制度による要請があり、残留基準を設定するものでございます。

農薬の植物成長調整剤として用いられているものでございまして、我が国におきましても、農薬で、かぼちゃ、メロン等を対象作物に登録がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露、短期暴露の評価を行っておりまして、いずれも食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないことを確認しております。

次の65ページに基準値案をお示ししております。

1-ナフタレン酢酸については以上でございます。

続きまして、67ページに参りまして、フェンプロピジンでございます。農薬の食品中の

残留基準の設定でございます。

今回、インポートトレランス制度に基づく基準値設定の要請があり、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺菌剤として用いられるものでございますが、我が国におきましては農薬の登録はなされていないというものでございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露評価、短期暴露評価、いずれも食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられるということで確認しております。

次の68ページに基準値案をお示ししております。

フェンプロピジンについては以上でございます。

続きまして、70ページに参りまして、フルオピラムでございます。農薬の食品中の残留基準の設定でございます。

農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺菌剤・殺線虫剤として用いられているものであり、我が国においても、農薬で、あずき、ばれいしょ等を対象作物に登録がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、長期暴露評価、短期暴露評価、いずれも食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられるということで確認しております。

次の72ページから基準値案をお示ししております。

フルオピラムについては以上でございます。

続きまして、79ページに参りまして、マンジプロパミドでございます。農薬の食品中の残留基準の設定でございます。

今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、またインポートトレランス制度に基づく基準値設定の要請があり、残留基準を設定するものでございます。

農薬の殺菌剤として用いられるものでございますが、我が国におきましても、農薬で、かんきつ、ぶどう等を対象作物に登録がなされております。

食品安全委員会における食品健康影響評価結果は、御覧のとおりでございます。

暴露評価でございますが、食品安全委員会における評価の結果、ARfDについては設定の必要がなしということで、長期の暴露について確認しております。食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないということを確認しております。

次の80ページ以降に基準値案をお示ししております。

これらのものにつきましては、部会におきまして審議を行いまして、この内容について御了解をいただいているものでございます。

事務局からは以上でございます。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

質疑に入る前に、部会での審議の状況について、穂山部会長から御報告いただくことはございませんでしょうか。

○穂山部会長 繰り返しになってしまうかもしれませんが、一応、部会の審議の状況を御説明させていただきます。

今、林室長から御報告がありましたように、今回、報告事項ですので、国内で使われている農薬の作物の適用拡大、ほかの作物に適用したいということの申請で残留基準設定ですね。あと、海外で使われているのだけれども、日本で使われていない農薬を、海外から基準値を設定してくださいというもの。これはインポートトレランス制度と林室長、おっしゃっていますけれども、そういったものの申請に伴う基準値設定の審議でありました。今回、報告事項ですけれども、農薬等13品目、タイロシン等13品目。及び動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準見直し1点。これはサルファ剤の10剤が入っております。については、本年6月及び7月に開催いたしました農薬・動物用医薬品部会において審議を行ったものであります。

いずれの品目においても、今、林室長からお話がありましたように、部会での報告書の記載整備に関する指摘はありましたが、大きな論点はありませんでした。規制対象物質や暴露評価対象物質の選定に特段問題がないこと。また、作物残留試験の分析法や作物残留のデータ、あと長期暴露評価と短期暴露評価をやっておりますけれども、これらの評価によって残留基準値は適切でありまして、特段の問題がないという結論に至ったものであります。

私からのコメントは以上であります。

○村田審議会長 穂山委員、どうもありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告につきまして、委員の方から何か御意見、御質問ございますでしょうか。

藤原委員、どうぞ。

○藤原（慶）委員 基本的なことで大変申し訳ないのですが、20ページのシフルメトフェンと79ページのマンジプロパミドなのですが、食品安全委員会における食品健康影響評価結果の急性参照用量、この2つは設定の必要なしということになっているのですけれども、これはどういう意味なのでしょう。どうして設定しなくていいということになったのか、基本的なことで申し訳ないのですが、教えていただけますでしょうか。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。それとも穂山先生にしますか。

○林室長 事務局から御説明いたします。

参考資料、まずマンジプロパミドのほうを御覧いただければと思いますが、参考資料に食品安全委員会の評価書が含まれております。1576ページでございます。食品健康影響評価の要約がございまして、一番下のところでございますが、「また」以降でございます。

マンジプロパミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する最小毒性量は、ラットを用いた急性毒性試験における5000mg/kg体重であり、カットオフ値(500mg/kg体重)以上であったことから、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断したというところで、食品安全委員会の評価をいただいている状況でございます。

シフルメトフェンにつきましても、同様に毒性評価の結果から、同じように判断しているというものでございます。

以上でございます。

○村田審議会長 穂山委員、どうぞ。

○穂山委員 補足ですけれども、これは食品安全委員会のリスク評価で、JMPRの国際のリスク評価と一緒にしているので、ほぼ同様の評価なのですが、カットオフ値というのがありまして、急性参照用量の場合は、単回投与の毒性あるいは発生毒性試験等でARfDを求めることがほとんどなのですけれども、たくさん投与してもNOAELが結構高い場合などで、計算されたARfD案が500 mg/kg以上の場合は、設定の必要ないという結論になっております。今回、先生が御指摘の剤は、このカットオフ値よりARfD案が高いということで、急性参照用量は必要ないという判断をされたということだと思います。

○村田審議会長 ありがとうございます。

藤原委員、分かりましたでしょうか。よろしいですか。

○藤原（慶）委員 大丈夫です。

○村田審議会長 その他、ございますでしょうか。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 ありがとうございます。

表の見方が分からないところを御質問させていただきたいのですけれども、49ページのイミシアホスがありますけれども、こちらの50ページ目で、ごぼうについては基準値案の黒囲みがなくなっていて、現行の基準値は0.02ですが、新しい基準値案が空欄になっていて、次の51ページだとごぼうの基準値がなくなっているというふうに読めるのですけれども、これは現行基準値があるものをなくすということの御提案で承認されているのでしょうか。もしそうであれば、それはどういう理由でなくなったのか教えていただきたいです。

○村田審議会長 事務局、林さんでよろしいでしょうか。

○林室長 事務局でございます。

少々お待ちいただけますでしょうか。

○村田審議会長 どうぞ、穂山委員。

○穂山委員 うろ覚えなのですが、基準値現行というのは、平成十何年ですか、ちょっと忘れてしまったのですが、ポジティブリストのときに暫定基準値が決まっていたのですが、その後登録が抹消された、ごぼうに使わないことになったのではないかと思います。そのために、国際基準もないですし、農林水産省の農薬取締法のほうで登録が末梢されたことによって基準値がなくなったのではないかなと思っていますが、違

いますでしょうか。

○林室長 穂山先生、ありがとうございます。事務局でございます。

今、穂山委員からお話がありましたように、ごぼうの基準値については、農薬登録が抹消されたということで、それに伴いまして、今回の見直しの際に残留基準値を削除したというものでございます。

以上でございます。

○村田審議会長 小林委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○小林委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○村田審議会長 他にございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

これは報告事項ですので、次は議題（２）「文書配布による報告事項」に移ります。「食品衛生審議会における確認事項」において、特に定められた事項については、文書配布により審議会に報告を受けることとされております。この資料に関しましては、事前に委員の皆様のところ配布されているかと思えます。穂山部会長からの補足の御説明、あるいは委員の方から何か御意見、御質問などございますでしょうか。

穂山委員、いかがでしょうか。

○穂山委員 今回は、２つ、文書による報告事項で、アナカルド酸という飼料添加物と、発芽スイトルーピン抽出たんぱく質。これは食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づいて、規制の対象外物質として審議したものでありまして、この２つとも特段健康を損なうおそれがないということで、対象外物質になったということの審議であります。

以上です。

○村田審議会長 ありがとうございます。

委員の先生方、如何でしょうか。御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

続いて、「その他の報告事項」に移ります。では、（３）「その他の報告事項」の①「ミネラルウォーター類中の化学物質濃度の実態調査について」、事務局から御報告願います。

○佐野室長 事務局でございます。

事務局より「ミネラルウォーター類中の化学物質濃度の実態調査について」ということで報告させていただきます。

３ページですけれども、調査の背景についてですが、有機フッ素化合物のPFASにつきまして、令和２年３月に国内でPFASの一種であるPFOS及びPFOAについて、暫定的な水道の水質管理目標値が設定されたこと。そして、令和３年当時、海外においても飲料水中のPFASについて目標値が設定される等の動きがあったことから、規格基準の設定等の必要性を検討するために、ミネラルウォーター中のPFOS及びPFOAの含有実態調査を令和３年度及び令和４年度に実施いたしましたので、その結果を御報告いたします。

続いて、２．調査対象と分析方法についてでございます。調査対象としましては、国内

に流通するミネラルウォーター類を対象としました。分析方法については、厚生労働科学研究「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究」により開発された試験法が用いられました。

次に、３．調査結果についてであります。令和３年度、令和４年度、ともに調査を実施した90%以上の試料で定量下限値未満となりました。

その一覧表については、次のページにあります。なお、令和４年度に調査した試料のうち、水道法における水道水のPFOS及びPFOAに対する暫定目標値を超過する試料が１試料ありました。これにつきましては、当該試料を取り扱う事業者の所在地を管轄する地方公共団体に対しまして、この調査結果を既に情報提供済みであります。また、この１試料以外の結果が、御覧になっている表形式で掲載されているものであります。

調査結果の詳細につきましては、参考資料３の「その他の報告事項」として報告書をつけております。

そして、PFOS及びPFOAにつきましては、食品安全委員会による評価結果が本年６月に示されております。この評価においては、現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活から食品を通じて摂取される程度のPFOS及びPFOAによって著しい健康影響を生じる状況にはないとされておりまして、一方、PFASに暴露され得る媒体、例えば飲料水とか食品などにおける濃度分布に関するデータの収集を早急に進め、こうした調査結果等を基に、高い濃度が検出された媒体に対する対応を進めることが必要であるとされております。これを受けまして、まず、環境省において水道水の水質基準等の見直しに向けた検討が進められていると聞いております。

消費者庁としましては、水道水の代替として摂取される実態があるミネラルウォーター類について、PFOS及びPFOAの検査に用いる分析法の検討をするとともに、水道水の水質基準の検討状況などを踏まえまして、規格基準の設定を検討していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告につきまして、委員の方から何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

合田委員、お願いします。

○合田委員 ありがとうございます。合田です。

この調査結果の中で、１試料が暫定目標値を超過したというのがありまして、まだ、これは基本的には規制をかけているわけではないので、これでどうなのかという法的な問題は何かないと思います。事業者の所在地を管轄する地方公共団体に情報提供したと書いていますけれども、それから先のことが何か分かれば教えていただきたいのです。

○佐野室長 御質問ありがとうございます。事務局でございます。

当方から関係する自治体にデータに関しての情報提供を行いまして、結果、この自治体が当該試料を取り扱う事業者に対して必要な対応等を行ったと聞いております。

以上です。

○合田委員 必要な対応というのはどういうことですか。

○佐野室長 必要な対応というのは、環境省の資料になるのですが、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」というものがありまして、水源、その他において暴露防止の取組の実施や継続的な監視調査の実施等を定めている文書がございます。これに基づいて対応を行ったと聞いております。

○合田委員 ということは、これは国産品なので、何らかの対策が取られているという具合に考えてよろしいわけですね。

○佐野室長 というふうに認識しております。

○合田委員 ありがとうございます。

○村田審議会長 その他、ございますでしょうか。

穂山委員、どうぞ。

○穂山委員 御説明ありがとうございました。

海外のアメリカでは、水道水で10 pptの規制があるのですね。今回、ミネラルウォーターですけれども、50 ppt検出されたのがありますね。海外の規制からするとちょっと高いのが1つあったということだと思います。

もう一つ、今回、PFOSとPFOAの2物質ですけれども、海外ではもう一つ、PFHxS（フルフルオロヘキサンスルホン酸）も規制対象になっております。もし、今後調査するのであれば、この物質も加えて調査していただければなと思っております。

以上です。

○村田審議会長 事務局、この件は如何でしょうか。

○佐野室長 事務局でございます。

御指摘ありがとうございます。PFOS及びPFOAについて、検査法を含めて、今、検討しておりますので、PFHxSについては、どのような対応が取れるかというのを含めて、御指摘の点を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○村田審議会長 それでは、藤原委員、どうぞ。

○藤原（慶）委員 確認だけですが、そうすると、今の調査の結果を踏まえというか、環境省の水質基準の見直しを受けて、このミネラルウォーターについても基準値の設定作業を行うという流れになるという理解でよろしいのか。

○村田審議会長 事務局、如何でしょうか。

○佐野室長 事務局でございます。

先生御指摘のとおり、環境省において水道水の水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しが検討されている状況でありまして、消費者庁としましては、その検討状況も踏まえながら、ミネラルウォーター類の規格基準の設定等について検討してまいりたいと考えております。

○村田審議会長 藤原委員、よろしいですか。はい。

あと、荻田先生、如何でしょうか。

○荻田委員 食品安全委員会のほうでPFOSとPFOAのワーキンググループに所属していたもので、多分、それで委員長が私に発言を振られたと思うのですが、食品安全委員会のほうへは評価値の設定に関するパブリックコメントが400ぐらい届きまして、いろいろな御意見をいただきました。日本の基準は欧米諸国に比べ甘いなどのご指摘を受けながらも、日本のワーキンググループのメンバーでPFOSとPFOA、それからPFHxSについて科学的根拠に基づく評価値をどう定めるべきか議論を重ねて、委員の先生方の総意でこの6月に結論を出しました。今後、新しい知見・文献が出ましたら、また速やかに検討し直すということで、継続して審議することとなっておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○村田審議会長 またよろしくお願いします。

他にございますでしょうか。この件についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に②「新開発食品調査部会における遺伝子組換え食品等調査会の設置について」、事務局から御報告願います。

○野坂室長 よろしく願います。

資料3の5ページを投影願います。すみません、資料のほうを投影できないので、お手元の資料を御覧いただければと思います。「新開発食品調査部会における遺伝子組換え食品等調査会の設置について」でございますが、本調査会は薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会が食品衛生基準審議会として消費者庁に移管されたことに伴い、改めて設置させていただくものでございます。

1. 目的にございますとおり、昨今、ゲノム編集技術応用食品・添加物の届出数が増加傾向にありますが、届出された品目の中には遺伝子組換え食品に該当し得るものもございまして、その該当性の判断には専門的な知識が必要になっております。また、遺伝子組換えとかゲノム編集等の技術を応用して製造・加工される食品についても多様化しており、その点についても整理していく必要が生じております。そのため、改めて新開発食品調査部会の下に本調査会を設置させていただいたものでございます。

調査会の審議事項、スコープでございますが、端的に申しますと、届出された食品がゲノム食品か組換え食品に該当するかの判断基準を整理したり、整理された基準を基に、個々の食品が組換え食品に該当するか否かを判断することなどを審議事項としております。

委員については、審議会長の御指名を受けておりまして、7ページに記載される先生方がアポイントされておるところでございます。

説明については、ごく簡単ですが、以上でございます。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告につきまして、委員の方から何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

以上で報告事項の議事は終わりました。これまでの議事あるいは議事以外でも構いませんが、先生方で何か御意見等ございますでしょうか。

穂山先生、どうぞ。

○穂山委員 初めて入った方も多分おられると思うのですが、今回、農薬の審議も結構多いのですが、かなり複雑な審議の内容だと思うのです。短い時間で御理解いただけるかどうか、レクはやられているかと思うのですが、部会の審議の分かりやすい御説明をいつかしていただいたほうがいいのではないかなと思っています。これは別途、コーデックス連絡協議会でも、初めての委員の先生方が同じように中身の理解がなかなか難しい部分が結構あって、その辺もできれば簡単な講習会か何かしていただくと審議が深まるのではないかなと感じております。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

事務局、いかがですか。

○紀平課長 食品衛生基準審査課長でございます。

御指摘ありがとうございます。今後の審議に向けまして、事前の御説明あるいは本番での御説明内容につきましては、先生方にも御相談させていただきながら検討させていただきます。

以上でございます。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

まだ発言されていない有菌委員、何かございますか。

○有菌委員 有菌です。

いえ、別にありません。

○村田審議会長 分かりました。

郷野委員、いかがでしょうか。

○郷野委員 本日の報告事項に関しましては、異論ございません。

先ほど穂山先生からお話がありましたが、一般の消費者には高度な内容で理解が追いつかない部分もあります。報告の中で、穂山先生から、適用拡大とは、ほかの作物にも適用できるようにする申請であるとか、インポートトレランスについても御説明を補足いただき理解が深まりました。事前レクのところでよろしいかと思いますが、審議の論点など、詳しい説明があるとより審議が深まると感じました。

以上です。

○村田審議会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 ありがとうございます。

皆さん、今日はどうもありがとうございました。

私も全国消団連の郷野様と同じで、専門外で理解が難しいところがあります。ただ、毎

回、事務局の皆さんに事前レクをしていただいたり、私のほうは会の中の安全推進室の者と事前に学習の機会を与えていただいているので、事務局の方には毎回骨を折っていただいております。ただ、この審議会の中で共通して私たちが聞いておくべきことをさらにフォローしていただけると大変助かります。今日はありがとうございました。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

杉本委員、いかがでしょうか。

○杉本委員 杉本です。

今、質問があるので、質問していいでしょうか。

○村田審議会長 どうぞ。

○杉本委員 質問しないでいようと思ったのですが、気になったので、最後の新開発食品調査部会の遺伝子組換え食品等調査会の設置なのですが、これは2ポチの審議事項のところに書いてあるのですが、結局、判断基準を決めるとか、どう判断するかということを決めるのであって、食品そのものについて審議するようなものではないということですか。

○野坂室長 いえ、両方です。結局、ゲノム編集食品ということで外来遺伝子を組み込んでいませんという感じで事業者さんは思っているけど、専門的な先生方から見ると、いや、これは外来遺伝子が組み込まれて遺伝子組換え食品に該当しますという例もあって、事務局だとそこができないところがございまして。

○杉本委員 そうすると、添加物もこの中に入ってきているのですけれども、添加物についても遺伝子組換えの添加物は、この中で審議する。

○野坂室長 結局、添加物でも微生物がつくるものであると思うのです。例えば、セルラーゼとか。その微生物を組換えした場合は、遺伝子組換え食品に該当するかもしれないので、そういうものを対象にしております。

○杉本委員 分かりました。食品と添加物の部会と協力しながら、よろしくお願いいたします。

○野坂室長 遺伝子組換えをした微生物によって構成される添加物を審議する前に、そもそも合成される添加物が未指定のものだったりした場合は、まず添加物としての指定に係る審議をしてもらう運用をしておりますので、連携していければと思います。

○杉本委員 どうもありがとうございます。このところ遺伝子組換えの添加物の対応が気になっているので、よろしくお願いします。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

それでは、曾根博仁委員、如何でしょうか。

○曾根（博）委員 私のほうからは、本日は特にありません。お疲れさまでございました。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

それでは、辻委員、いかがですか。

○辻委員 私も特にございません。ありがとうございます。

○村田審議会長 本間委員、いかがでしょうか。

○本間委員 本間です。

本日は報告ということですので、私のほうからは特に質問等ありません。農薬に関しては、私は実際に審議に関わっているというのもありますけれども、非常によく理解できました。ありがとうございます。

○村田審議会長 それでは、朝倉委員、いかがですか。

○朝倉委員 ありがとうございます。

私も特段ございません。ありがとうございました。

○村田審議会長 鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員 お疲れさまでした。

PFASの件は、9月末までに環境省から各自治体の水道水の分析が出てくるということを知っていますので、その結果がどうなるかによって、また報道も出てくるかなと思います。一部の流通や顧客から、工程で使用している水は大丈夫かなどの問い合わせも来始めています。先ほど亀山委員も言っていましたが、海外での基準と比べて日本の基準が甘いということはないと考えていますが、環境省とよく連携していただき、今は活性炭ぐらいしかないようですが、軽減法などについても公開・周知していただき、消費者の方に安心してもらえそうな方向で進めていっていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

曾根智史先生、どうぞ。

○曾根（智）委員 ありがとうございます。

質問ですが、PFAS、PFOSのことで、先ほどミネラルウォーターと水道水の話がありましたが、私たちが日常、口にするものに様々なドリンク類があると思うのですが、それらは今回の水道水やミネラルウォーターの規格基準の設定で全部カバーされるのかどうか、そこを聞いてみたいと思いました。

また、先ほど亀山先生からありましたように、何らかのレクチャーなど、付随する形でいただけるととてもありがたいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○村田審議会長 どうもありがとうございました。

事務局、今のPFASについて何かございますか。

○佐野室長 事務局でございます。

今回御説明申し上げたのはミネラルウォーター類ということでございまして、それ以外の食品に対する汚染物質の規格基準の設定に関しては、国内に流通する食品の中の汚染物質の汚染実態とか、国民の皆様の食品の摂取量なども踏まえて検討を行うということになるかと思うのですが、一方、個別の食品のPFASの濃度分布に関するデータ、知見が十分で

ないということから、ミネラルウォーター類以外に関しては、直ちに規格基準を設定できる状況にはないと考えております。いずれにしても、食品中の含有量や推定摂取量などのサイエンスに基づいた科学的な知見については、関係府省とも連携して、今後必要な検討を行っていきたいと考えております。

あと、消費者の方々への御説明ということを含めて、サイエンスに基づいた基準設定と適切なリスクコミュニケーション、両方について、よく検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○村田審議会長 ありがとうございます。

それでは、内藤委員、いかがでしょうか。

○内藤委員 東京都の内藤です。

特にコメントございません。ありがとうございます。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

藤原凛委員、いかがですか。

○藤原（凛）委員 藤原です。

本日、新しい調査会の設置の報告がありましたが、各専門分野においていろいろな調査会が必要になってくると思います。なので、代替肉とか、世界で最近、食品として問題になっていたり、あるいは新しい話題となっている調査会に関しても今後御検討いただければと思います。

以上です。

○村田審議会長 どうもありがとうございます。

本日は松寄委員はいらっしゃっているのですか。

○林室長 途中から参加と伺っていたのですが、現時点で参加いただけていません。

○村田審議会長 分かりました。

それでは、皆さんの御意見も出たようですので、後で事務局にもいろいろ考えていただきたいと思います。

最後に事務局から何か連絡事項、ありますでしょうか。

○林室長 事務局でございます。

本日は御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の食品衛生基準審議会につきましては、日程が決定次第、追って御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○村田審議会長 それでは、長時間の御審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、適宜御退出ください。どうもありがとうございます。